

藤岡市元気サポートセンターふじの花  
自動販売機設置事業者募集要領

(一般自動販売機)

**【問合せ先】**

社会福祉法人

藤岡市社会福祉協議会

地域福祉課地域福祉係

電話 0274-22-6478

## 藤岡市元気サポートセンターふじの花自動販売機設置事業者募集要領（一般自動販売機）

社会福祉法人 藤岡市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が藤岡市から指定管理業務として管理している藤岡市元気サポートセンターふじの花に自動販売機設置を希望される者及び法人（以下「設置事業者」という。）を募集します。

### 1 貸付の目的

清涼飲料水等自動販売機の設置（缶、ペットボトル又は紙パックのものに限る。）

### 2 貸付物件及び設置できる自動販売機の体積及び台数

物件番号	施設名	設置場所	設置体積	台数	種類
1	ふじの花	1階廊下 トイレ前	W1200×D800×H1850 以内	1	
2			W1200×D800×H1850 以内	1	
3			W1200×D800×H1850 以内	1	

※ 貸付面積には放熱余地・転倒防止板・回収ボックス設置部分を含む。

※ なお、貸付については、1者につき1台の契約とさせていただきます。応募及び選考方法については、次に記載してあります。

### 3 応募者資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に定める暴力団並びにその暴力団員、同法第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団並びにその暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあっては群馬県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては藤岡市内で事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (6) 市税を滞納していないこと。（藤岡市に本店・支店又は営業所がない場合は、所在地の市町村税。）

#### 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抜粋）

##### （一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

#### 4 提出書類

	提出書類	法人	個人
①	応募申込書	○	○
②	誓約書	○	○
③	提案書	○	○
④	住民票		○
⑤	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	
⑥	印鑑証明書	○	○
⑦	市税に未納がない旨の証明書	○	○
⑧	設置する自動販売機のカタログ	○	○

- ※ 提案書は別紙添付書式により、作成してください。貸付は、1者につき1物件（1台）の契約とさせていただきます。
- ※ ④、⑤、⑥、⑦については、発行後3ヶ月以内の原本とします
- ※ 提出書類は返却いたしませんので、御了承ください。

#### 5 提案書等の提出方法

##### (1) 提出期間

令和3年11月15日(月)から11月30日(火)まで（ただし、土・日曜日・祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

※ 提出期間内に、提出先へ必要な書類を直接持参するものとし、郵送、電話、ファックス又はインターネットによる受付は行わない。

##### (2) 提出先

藤岡市岡之郷1423-1

社会福祉法人 藤岡市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係

※不明な点がある場合には、電話（0274-22-6478）にてお問い合わせください。

#### 6 審査方法及び審査結果の通知

審査は、書類審査とします。

設置条件を全て満たすことを前提とした上で、採点を行い、上位3者を藤岡市元気サポートセンターふじの花の自動販売機設置者として決定します。

設置者は、令和3年12月17日（金）までに決定する予定です。審査結果については、各応募者に文書にて通知します。

主な審査項目

- ・協議会に対して支払う貸付料
- ・故障時、緊急時の対応
- ・販売品の種類
- ・販売予定の商品群及び小売価格について（主力商品や代表商品等とその販売予定価格など）
- ・定例の売上報告に係る自動販売機における売上管理の方法について（電子処理による方法の可否）
- ・防犯対策について

- ・環境への配慮について（CO<sub>2</sub>排出や省エネ、ノンフロン対応など）
  - ・安全、福祉への配慮について（バリアフリー対応、ユニバーサルデザイン導入など）
  - ・景観への配慮について（塗装や造作物設置など）
  - ・自動販売機のフルメンテナンス対応について（商品・釣銭補充、売上金集金、空容器回収、トラブルサポートなど）
  - ・空容器の回収等について（空容器回収箱の設置アイデアなど）
  - ・上記以外、独自の企画提案内容について
- ※ なお、審査結果の内容等に関するお問い合わせには応じられません。

## 7 設置条件等

### (1) 契約

選定された事業者は、協議会と自動販売機設置契約を締結していただきます。

### (2) 貸付期間

令和4年3月1日～令和7年3月31日（3年間1カ月）

（自動販売機の搬入及び設置については、協議会と協議していただきます。）

### (3) 設置者費用負担

#### ① 電気料

設置者が自ら設置したメーター（計量法(平成4年法律第51号)により検査に合格したものに限り。）により計測した電気使用量を基に、協議会が計算した額とする。電気料は③の貸付料とともに納付。

#### ② 設置費等

自動販売機の設置及び撤去に係る費用については、すべて設置者の負担とする。電気使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。なお、設置にあたっては、協議会の指示に従うものとする。

#### ③ 貸付料

貸付料は、自動販売機の売上額（消費税相当額を含む。）の10パーセント以上のご提案をいただき、その金額を貸付料とします。貸付料の納付については、四半期ごととし四半期終了翌月の10日までに売上報告書をご提出いただき、その実績を基に納付書を作成のうえ、送付しますので、当月末日までに納めていただきます。

(例) 貸付料 = 4月～6月の売上額（消費税相当額を含む。）×○○%

7月10日までに報告書提出      7月31日までに貸付料納付

### (4) 自動販売機の設置

① 本体規格については、原則として物件ごとに記載した大きさ以内のものとしします。

② 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を行ってください。その際には、できる限り建物の躯体に負担のかからない方法で設置してください。

### (5) 自動販売機の機能

① 「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種としてください。

② ノンフロン対応機としてください。

③ 指定した設置面積に対応できる機種があれば、できる限りユニバーサルデザインの機種とするよう努めてください。

④ 音楽又は音声等を発する場合、周囲に迷惑をかけない程度の音量にしてください。

### (6) 維持管理

① 商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などは、設置者の責任において行ってください。

② 販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを、原則として自動販売機横に設置し、適切に回収・リサイクルしてください。

③ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置者の責任において対応していただきます。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記してください。

④ 自動販売機の販売品の売価は、設置者により任意に設定してください。ただし、標準小売価格より高い価格では、販売しないでください。なお、提案書に提示した価格を変更する場合には、協議会の承認が必要となります。

### (7) 禁止事項

① 貸付物件を指定用途以外の用途で使用することはできません。

- ② 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることはできません。
- ③ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。
- ④ 酒類の販売を行うことはできません。

## 8 使用許可の取り消し

(1) 次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消します。

- ① 許可物件を公用・公共用にする必要が生じた場合
- ② 協議会の都合により使用許可を取り消す必要が生じた場合
- ③ 使用許可の条件に違反する行為があると認めた場合
- ④ 設置業者が入札参加資格を失った場合
- ⑤ 設置業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合
- ⑥ 再三の指導にも貸付料の未納が認められる場合
- ⑦ 正当な理由なく、協議会が行う指導に従わない場合

(2) 上記(1)の③又は⑤の場合、取消のあった日から3年間は協議会が実施する自動販売機の設置事業者の選定に参加することができません。

## 9 自己の都合による自動販売機の撤去

設置事業は、使用許可の期限が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去する日の3か月前までに協議会に書面により通知（任意の様式）してください。

## 10 原状回復

設置業者は、許可期間満了により自動販売機を撤去する場合は、許可期間内に原状を回復してください。また、上記8により許可が取り消された場合や、上記9により自動販売機を撤去する場合は、速やかに現状を回復してください。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の保証を協議会に請求することができません。

## 11 参考データ（施設の概要）

(1) ふじの花 令和4年3月1日オープン予定

- ① 休館日 毎週月曜日（月曜日が休日の場合は、その翌日）及び年末年始
- ② 開館時間 午前9時30分～午後8時00分
- ③ 職員数約40人
- ④ 年間利用者数（栗須の郷+老人福祉センター）
 

平成30年度	83,159人
令和 元年度	74,052人
令和 2年度	37,260人
- ⑤ 自販機売上実績（栗須の郷に3台設置していた1台平均/年間）
 

平成30年度	356,386円
令和 元年度	368,000円
令和 2年度	236,000円

資料1 ふじの花1階平面図

資料2 ふじの花位置図

受付番号	
------	--

令和 年 月 日

応募申込書

社会福祉法人  
藤岡市社会福祉協議会 会長 あて

「藤岡市元気サポートセンターふじの花自動販売機設置事業者募集要領」により、応募申込みいたします。

なお、同要領3の応募者資格要件を満たしていることを誓約します。

申込者

住所または所在地

氏名または名称

代表者氏名



事務担当者

所属部署

氏 名

電 話

F A X

メールアドレス

応募申込書等受付書

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

「藤岡市元気サポートセンターふじの花自動販売機設置事業者募集要領」に基づく応募申込書等を受け付けました。

令和 年 月 日

藤岡市社会福祉協議会 地域福祉課

# 誓約書

令和 年 月 日

社会福祉法人  
藤岡市社会福祉協議会 会長あて

住所または所在地  
氏名または名称  
代表者氏名

印

社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会が実施する元気サポートセンターふじの花自動販売機設置事業者募集への応募申し込みにあたり、次の事項を誓約します。

## 記

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者に該当しません。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に定める暴力団並びにその暴力団員、同法第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団並びにその暴力団員に該当しません。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当しません。
- (4) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有しています。

※現在設置している施設名・所在地・設置台数・設置期間を3ヶ所まで記載すること。（現在設置している自動販売機が3ヶ所に満たない場合は、過去に設置していたものを記載すること。

設置場所名	所在地	設置台数	設置期間
			年 月 ~ 年 月
			年 月 ~ 年 月
			年 月 ~ 年 月

- (5) 応募申し込みにあたり、募集要領の内容を承知したうえで、参加します。

## 提 案 書

(あて先) 社会福祉法人  
藤岡市社会福祉協議会会長

住所または所在地  
氏名または名称  
代表者氏名

印

1 自動販売機概要	①規格 ②機能 ③収容コラム数 ④収容数 ⑤デザイン等 ※ カタログを添付してください。
2 使用可能貨幣	
3 通常の管理体制	販売品補充頻度 定期 ( 回/週) その他 ( ) ごみ回収頻度 定期 ( 回/週) その他 ( ) 販売機メンテナンス 定期 ( 回/週) その他 ( )
4 緊急時対応	※ 現場までの所要時間や対応の方法などについて緊急時の対応を記載してください。

乗 率	%
売上金額（消費税を含む）に応じた 10%以上での提案について	

項 目	内 容 例
取扱商品	① 販売予定の商品群及び小売価格について ※ 主力商品や代表商品等とその販売予定価格など
売上の取扱	① 定例の売上報告に係る自動販売機における売上管理の方法について ※ 電子処理による方法の可否など
設置機の仕様	① 環境への配慮について ※ CO2 排出や省エネ、ノンフロン対応など
	② 安全・福祉への配慮について ※ バリアフリー対応、ユニバーサルデザイン導入など
	③ 店内の景観への配慮について ※ 塗装や造作物設置など
メンテナンス	① 自動販売機のフルメンテナンス対応について ※ 商品・釣銭補充、売上金集金、空容器回収、トラブルサポートなど
	② 空容器の回収等について ※ 空容器回収箱の設置アイデアなど
独自の提案	① 上記以外、独自の企画提案内容について

※ 通常の管理体制や緊急時対応、セールスポイント等、記入しきれない場合は、別紙にて提出してください。

